

明治行政制度の成立と土木機構の推移

国際航業 正 員 鈴木恒夫

1. 社会情勢

日清戦争後は戦争は経営における財政規模の拡大に対し増税をはかり、民力休養を唱える議会との衝突をくりかえす。

明治29年8月 伊藤内閣は財政整理の問題から総辞職し、第二次松方、第三次伊藤の内閣を経て成立した、民党内閣も短命のうちに倒れる。

第二次山県内閣によって地租が2.5%から3.3%へ引き上げられる。

M 32.3.10には日本銀行兌換限度額が8,500万円から1億2,500万円へ引き上げられる。

この間に制定された税法は登録税法(M 29.10.1)、営業税法(M 30.1.1)、葉煙草専売法(M 30.1.1.)があり、明治32年には自家用酒造が禁止される。印紙税(M 32.4.10)が成立する。

日本戦争賠償金を原資として、当時の実質銀本位制からM 30.3.29金本位制へ移行する。

当時は明治5年以降の銀価の下落から旧1円金貨は2円と評価される。

金本位制の採用の結果、銀価の変動による貨幣価格の変動から免れることが出来、外国との為替相場が安定し外貨の導入、日本国公債の外国市場での売却に便宜を得たが、経済規模の拡大に伴う通過発行の裏付けとしての正貨確保に課題を生じ、銀本位の東洋諸国との市場決済の問題も生じた。

明治30年代には、産業振興のための資金の供給をはかるための特殊銀行が創立され、産業の発展整備をはかる法制が整備されてゆく。

M 31.7.16には民法が全編施行になる。

明治30年には日本勸業銀行、各府県に農工銀行が、明治32年には北海道拓殖銀行が設立され、債権発行による原資の確保、農業、工業(当時であるから軽工業)への資金貸出を行うがこれらの銀行は明治35年に設立された日本興業銀行との関係から、耕地整理資金供給の主力となった。

農村の産業経済の発展に寄与した産業組合法、農会法が施行される。

極東の情勢は三国干渉の後、列強の中国要地の租借、6師増設、6.6艦隊を骨幹とする軍備拡張、明治33年の北清事変後の中国東北部における撤兵問題、日英同盟の締結、東支鉄道の完成と国際情勢からする緊張が続く。

この間において明治36年には行政整理が行われ、M 36.12.5には行政整理による内閣官制が公布される。日露戦争開戦後の国会においては、戦時増税の一環として他の諸税と共に地租が3.3%から5.5%へ引き上げられる。

財源確保のために専売制が布かれ煙草は在来の葉煙専売から製造専売へと移行する。

日露戦争後は日清戦争後とは異なったきびしい戦後の経営に直面する。特に戦費調達のために募債した外債の整理が大事業となり、税源創出への努力が続けられる。

2. 土木法制の整備

明治29年に河川法制定に続いて、明治30年砂防法・森林法が定められ、治水三法と称せられた。

砂防法の制定により在来の河川工事施行中の河川以外にも砂防工事が行われるようになる。森林法は保安林の規程を定めた。

M 32.3.22には災害準備基金特別会計法（原資を日清戦争賠償金中 1,000万円を充て、その5分利を充当する）及びM 32.4.22には災害土木費国庫補助規定が定められる。

なお災害土木費国庫補助の制度は土木局統計によると明治14年より存し、明治15年に適用が始まっている。

この時期には在来、臨時横浜築港局により施行されていた横浜港の工事がM 29.5.31工事の一応の完成により廃止された。

この所属機械及び技術者の活用をはかる必要があった点から明治30年、法律37号「国庫ヨリ補助スル公共団体ノ事業ニ関スル件」が定められ、国庫の補助のある公共土木工事についての国の直接施行を定めた。

この法律は以後補助工事の直接施行の根源規定として多く適用されたが、戦後この法律を適用した場合の事業の事業量枠の問題の点から適用されることがなくなっている。（港湾法解説 S 25.7.30 港湾協会, P. 4）

なお、横浜の工事の際の機械人員は明治29年からの信濃川修築工事（河口突堤）に転用されたようである。（日本港湾修築史 運輸省港湾局 S 26.4の工事担当技術者名の記述より）

河川法の制定に際しては在来実施されてきた低水工事の継続取扱は河川法施行規程第8条により、在来の計画で、一定計画にもとづく計画で府県が行うこととされていた高水工事をも併せて行う場合（木曾川、大井川）は明治30年、法律37号により施行した。

利根川の場合明治33年よりの高水工事着手により低水工事を打切るが、低水工事の未成部分の一部（3ヶ所）は高水工事中に移してM 33～M 34にかけて施行した。この個所は第一期改修工事の区域外は2ヶ所である。

金額的には低水工事費の残額 2,470,946円中 2,034,648円を第一期工事に充用し 430,198円を繰越工事とした。（利根川第一期改修工事 内務省土木局 T 2.12.24）

このほかこの時期に定められた法律には耕地整理法（M 32.3.22）、北海道に北海道土功組合法（M 35.3.8）があり水利組合法が水利組合法に改正される。（M 40.4.13）

鉄道事業は私設鉄道法、鉄道営業法が定められ（M 33.8.10）在来の私設鉄道条例は廃止される。

M 33.3.7には汚物清掃法、下水道法が公布されるが補助は工費の1/3を標準とし公債費に対しては補助しないこととした。

M 37.1.26の鉄道軍事供用令は戦時輸送下における民鉄の軍事輸送への施設・車両の供用の準則を定めた。

日露戦争後提出された国有鉄道法は、主要17鉄道を約4億円の公債により買収し、国有鉄道により7,000 kmの系統を形成するものであった。

3. 土木事業と土木組織

河川法の適用により直轄工事として高水工事が着手されるようになり、事業費は在来の60～80万円／年程度から5～600万円／年になるが明治31年からは300万円を上回る程度となり、直轄河川の採択は明治33年利根川第一期、庄川、九頭竜川にとどまり、明治36年に筑後川が竣工する。

低水工事は明治30年から明治35年にかけてほぼ終了し、河川によっては修築工修繕費を支弁した河川も明治37年には竣工する。

在来の内務省の7監督署がM38.4.1監督権限を本省へ集中し、四土木出張所へ変化するものも行政整理のうごきや、事業個所の減少もあったのではなかろうか（古市公威、S12.7.10はこのことを有能なる技術官の各地方に配属されたこと、地方長官の要望が認容せられたる時勢の変化に外ならざるべしと示している p.207）

日露戦争後、明治39年に遠賀川、明治40年に利根川第二期・信濃川・高梁川・淀川下流に着手する。砂防事業は砂防法の制定後も直轄工事は淀川のみで多くは補助事業として施行された。

港湾工事は横浜港の完成以降、明治42年迄内務省予算は支出されていない。明治32年よりの横浜港、明治39年よりの神戸港の工事は大蔵省税関工事として実施され、施行組織は明治32年5月臨時税関工事部と称したが専売制にかかわる専売工場の建築を担当する大蔵省臨時建築部がM38.10.1に設けられると、この機構の一部となり、横浜・神戸を支部とした。

鉄道は官鉄・民鉄に伸長し、民鉄は下関迄（M34）佐世保迄（M31）を開通する。

官鉄は民鉄が東西に走ったのに比べ横断線、第二骨格線を形成するように敷設されていたことから、開通に当たってはトンネルの開通により図られたところが多くなる。笹子トンネルM36.2.1 甲府－八王子間36.11.1。第二板谷トンネルM32.5.15、福島－米沢間38.9.14。冠着トンネルM33.11.1、善知島トンネル39.6.11飯田町－長野間39.6.11、狩勝峠トンネルにより旭川－釧路間40.9.8等である。

鉄道国有化後はM40.4.1帝国鉄道庁、M41.2.5鉄道院を経て全国を対象とした組織が形成されてゆく。

水道事業は補助率1/3以内で当初は対象を3府5港に限るが、日露戦争後は範囲を拡大するが補助率を1/4とした。ダム工事は水道事業により完成された時代である、神戸市水道布引ダム（M33.3）長崎水道西山ダム（M37.3）が完成する。

下水道は補助率を1/3以内としたが昭和40年迄の間補助を行ったのはM33～34にかけて大阪市のみである。この間にほかに着工したのは仙台のみである。（土木行政要覧 武井郡嗣、S4.9.20、良書普及会及び土木学会土木史）

水道事業では軍港、要港では軍事水道が着手完成する。佐世保、舞鶴、呉。日露戦争下では戦場の朝鮮・中国での軍事輸送鉄道の建設及び占領地区の東支鉄道の運営を行った。この事業において、着手時の資材の確保・開戦後の海上輸送の安全性に苦勞し、鉄道の速成、改軌、運転を行った。日露戦争後は東支鉄道の一部は南満州鉄道となり再び改軌し、戦後建設の軽便鉄道を改軌して運営を行う。

参 考 文 献

一般的に河川事業費、土木局制度は：内務省土木局 第七回治水事業ニ関スル統計書
鉄道記事について：明治工業史鉄道編、日本国有鉄道百年史

	明治三十年	明治三十一年	明治三十二年
内閣	29.9.18 松方-2記	31.1.12 伊藤-3記 31.6.30 大隈 31.11.8 山縣	-2記
社会	30.4.7 進歩党員之知事登用 30.3.3 足尾銅毒事件	31.7.16 民法全編施行 31.3.29 口江大連旅順租借 31.4.20 支那戦争 12.10 平和条約	32.9.27 足尾銅毒問題
産業制度 至済	30.3.29 金本位制確立 10.1 施行 30.7.1 國稅徵集法 30.8.2 日本勸業銀行開設 30.4.7 生糸直輸出奨励法公布	地租引上げ 33% (25% まで) 31.12.20 31.1.1 葉煙草専売制	32.4.1 邦紙税法 32.3.10 兌換限度額 8,500 → 12,000 兩 32.3.22 北海道拓殖銀行法 32.3.22 台湾専賣公債法
行政制度	30.8.1 鉄道作業局官制	31.7.7 開港規則	
土木法規	30.3.30 河川法を合せて 30.4.12 森林法 治水三法 30.4.1 國庫ヨリ補助スルニ因 体ノ専業ニ関スル件		32.3.22 耕地整理法 32.4.22 災害土木費國庫補助規程 32.3.22 災害準備基金特別会計法 32年 道路法審議未了
災害		31.9.6 東京に暴風雨 石狩川	32.8.28 関東暴風雨
土木事業	大井川 M17-M31 修築工修繕費 M28-M32 高水工事 M29-M35 信濃川 M9-M38 (一定計畵堤防を含む) 河口修築費 M29-M36 木曾川 M9-M44 (一定計畵堤防を含む) M29以降 M31-M42 高水工事 30.9.22 島嶼-長崎間全通 30.2 横浜港湾維持の事務を掌理 せ(あるべきの學問を神奈川県庁にある) 30.9.1 築城部条例	31.1.20 佐世保へ鉄道開通 31.4 東京市水道第一期工事竣工 31.8 舞鶴要港軍港水道(M34.10) M32.5 臨時税関工事部 39.3.31 横浜港工事部長は主税局長兼	M30.4.1 法律37号の適用 淀川 M8-M21 M22-M31 は 修築工修繕費 32.9.5 東京-新府間全通 32.5.15 第一根谷トンネル奥羽線 32 仙台市下水道工事 32.5.15 京仁鉄道設立

	明治三十三年	明治三十四年	明治三十五年
内閣	→33.10.19伊藤-4次→34.6.2桂-1次		
社会	33.5.15 北清事変 -12.22	金融恐慌	35.1.30 日英同盟締結
産業制度 至済	33.3.7 産業組合法 33.3.23 日本興業銀行法	34.10.1 麦酒税法 消費税法	
行政制度	33.6.12 港湾調査会規則公布 M363 裁止		
土木法規	33.3.7 汚物清掃法下水道法公布 33.5.7 東京市改正委員会 「東京市改正産業計画を採択」 33.3.16 私設鉄道法 鉄道營業法 33.8.10 逓信省 鉄道建設規程		35.3.8 北海道工務組合法
災害			35.9.28 関東各地暴風雨
土木事業	利根川改修第一期工事着手 (M42) 庄川、九頭川着手 (M33-T2) (M33-T7) 低小工事の状況 天竜川 M17-M31 京都府道路修築工事 大分県 国道36号線改修工事 33.11.1 庭着トンネル 案の井線 33.4 神戸市水道竣工配布引当 大阪市下水道に補助金支出 M33.M34 予算は M27-M32	M28-M32に 修築工 修繕費 34.5.27 山陽鉄道 神戸-下関全通 九州鉄道と渡船連絡	島根-鳥取両県道路修築工事 愛媛県道路修築工事

	明治三十六年	明治三十七年	明治三十八年
内閣		桂 - 1 決	
社会	行政整理 7.15 内相更迭	地租引上げ 55%へ33%削 37.3.20 戦時増税 煙草専売制 日露戦争 37.2.8 ~ 38.9.5 37.8.22 第一次日韓協約	38.11.17 第二次日韓協約
産業制度 至済			38.4.1 相続税法 38.6.1 塩専売法 38.3.11 鉄道当法 工場当法 金業当法 担保付社債信託法
行政制度	36.12.5 行政整理に基き 内閣各省官制改正交付	37.6.1 専売局官制 38.10.1 大蔵省 臨時建築部	38.4.1 土木出3長財官制 直轄工事課と監査課工務課 38.4.19 地方官官制改正 農務官 警部長 参事官 視察官と 車務官 港務長 38.11.20 臨時國庫整理局官制公布
土木法規	36.8.10 元氣全道取締規則	37.1.26 鉄道軍專供用令	耕地整理法改正
火災			
土木事業	筑後川竣工 (M29-M36) 信濃川河口修築竣工 (M29-M36) 他水工事の状況 北上川 M35迄 最上川 M36迄 阿武隈川 M35迄 36.6.11 甲府-八王子間 開通 36.12.27 吳-浦田市間 開通 四山市水道着工 M36.2.23-M38.3.31	M35-36に修築工修繕費 利根川 M32迄 M35に防衛費 庄川 M3迄 富士川 M30迄 吉野川 M37迄 阿賀野川 M37迄 筑後川 M30迄 長崎市水道 西山ダム M37.3 37.2.21 臨時軍用鉄道監部 京義鉄道 37.5.14 野戦鉄道提理部 占領地鉄道運務 第一期工事 37.11.10 京釜鉄道速成工事竣工	38.9.14 福島-青森間 開通 大蔵省臨時建築部 横濱支部 臨時税関工事部の廃止 38.2.11 臨時鉄道大隊 守奉線 第一期工事

	明治三十九年	明治四十年	明治四十一年
内閣	39.1.7 西園寺-1次		41.7.14 桂-2次
社会		40.7.24 第3次日韓協約 40.7.30 第1次日露協約	41.10.13 戊申詔書
産業制度 至痛			41.2.22 砂糖消費稅改正 41.3.16 石油消費稅法 酒稅法及麥酒稅法改正 41.3.31 地方稅制限法
行政制度		40.4.1 帝國鐵道庁 40.6.25 港灣調査會官制 40.5.7 治水係之監理係 監査係 調査係 庶務係	41.12.5 鐵道院
土木法規	39.3.31 鐵道國有法 101施行 4.11 帝國鐵道會計法	40.10 重要港灣の選定等の方針	40.4.13 水利組合法
災害	東北地方大飢饉 冷害	40.8.24~28 関東地方荒川 富士川 洪水	
土木事業	赤堀川着手 (M39-T元) 39.6.11 八王子-塩尻間全通 神戸港工事 神戸支部起工式 40.9.16 39.4.28 臨時軍用鐵道 監部 京氣線竣工 39.6.8 前滿洲鐵道株式會社法	利根川改修第二期工事着手 (S5) 信濃川 (M40-S2) 吉野川 (M40-T10) 高梁川 (M40-T9) 淀川下流 (M40-T7) } 着手 40.9.8 九戸-釧路間全通 40.10.1 17私設鐵道會社買收 40.10.20 東京元灯 駒橋余元所	 41.2 名古屋市下水道着手 41.3.25 広島市下水道着手 (TS530)